# 上場商品デリバティブ清算業務における清算基金の計算方法の一部見直しについて

２０２３年8月８日

株式会社日本証券クリアリング機構

## Ⅰ．趣旨

当社では、上場商品デリバティブ清算業務において、各清算参加者が当社へ預託する清算基金所要額（個社分）の算出にあたり、各清算参加者の取引証拠金所要相当額に基づく按分方式を採用しているところ、今般、各清算参加者のリスク量をより多角的に捉える観点から、所要の見直しを行う。

## Ⅱ．概要

| 項　目 | 内　容 | 備　考 |
|---|---|---|
| １．上場商品デリバティブ清算業務における清算基金の按分方式の見直し | ・ 清算資格ごとの清算基金所要額（個社分）の算出にあたり、清算基金所要額（全社分）を各清算参加者へ按分する際の比率ついて、現在の方式である各清算参加者の取引証拠金所要相当額（以下「ＩＭ額」という。）に基づく比率に加え、各清算参加者の担保超過リスク相当額（以下「ＰＭＬ額」という。）に基づく比率を加味することとする。<br><br>・ ＩＭ額に基づく比率とＰＭＬ額に基づく比率の割合は、１：１とする。<br><br>・ 本見直しを踏まえた具体的な計算方法は、以下のとおり。<br>清算基金所要額（個社分）<br>＝（期間平均基準ＰＭＬ額又は算出基準日における日次最大基準ＰＭＬ額のいずれか大きい方の値）×｛（個社按分基礎ＩＭ額 ／ 按分基礎ＩＭ総額）×０．５＋（個社按分基礎ＰＭＬ額（※１） ／ 按分基礎ＰＭＬ総額（※２））×０．５｝ | ・ 本見直しの対象となる清算資格は、上場商品デリバティブ清算業務における全ての清算資格とする。<br>・ 担保超過リスク相当額とは、ストレスシナリオの下で想定される損失額から取引証拠金所要相当額を控除した額をいう。<br><br>・ 計算方法におけるその他の内容（期間平均基準ＰＭＬ額、日次最大基準ＰＭＬ額、個社按分基礎ＩＭ額及び按分基礎ＩＭ総額）に係る取扱いについては変更なし。 |

| 項　目 | 内　容 | 備　考 |
| --- | --- | --- |
| | （※１）個社按分基礎ＰＭＬ額とは、各清算参加者の、清算基金所要額算出基準日からさかのぼって１か月間の各取引日の各ストレスシナリオにおける基準ＰＭＬ額の最大値の平均額をいう。<br>（※２）按分基礎ＰＭＬ総額とは、個社按分基礎ＰＭＬ額を全ての清算参加者について合算した額をいう。 | |
| ２．実施時期（予定） | ・　先物・オプション取引への新証拠金計算方式（ＶａＲ方式）の導入等（２０２３年１１月６日予定）と併せて実施する。 | ・　本見直しの実施に併せて、リスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量（金先物清算対象商品グループ及びエネルギー先物等清算対象商品グループ）についても見直しを予定。 |

以 上